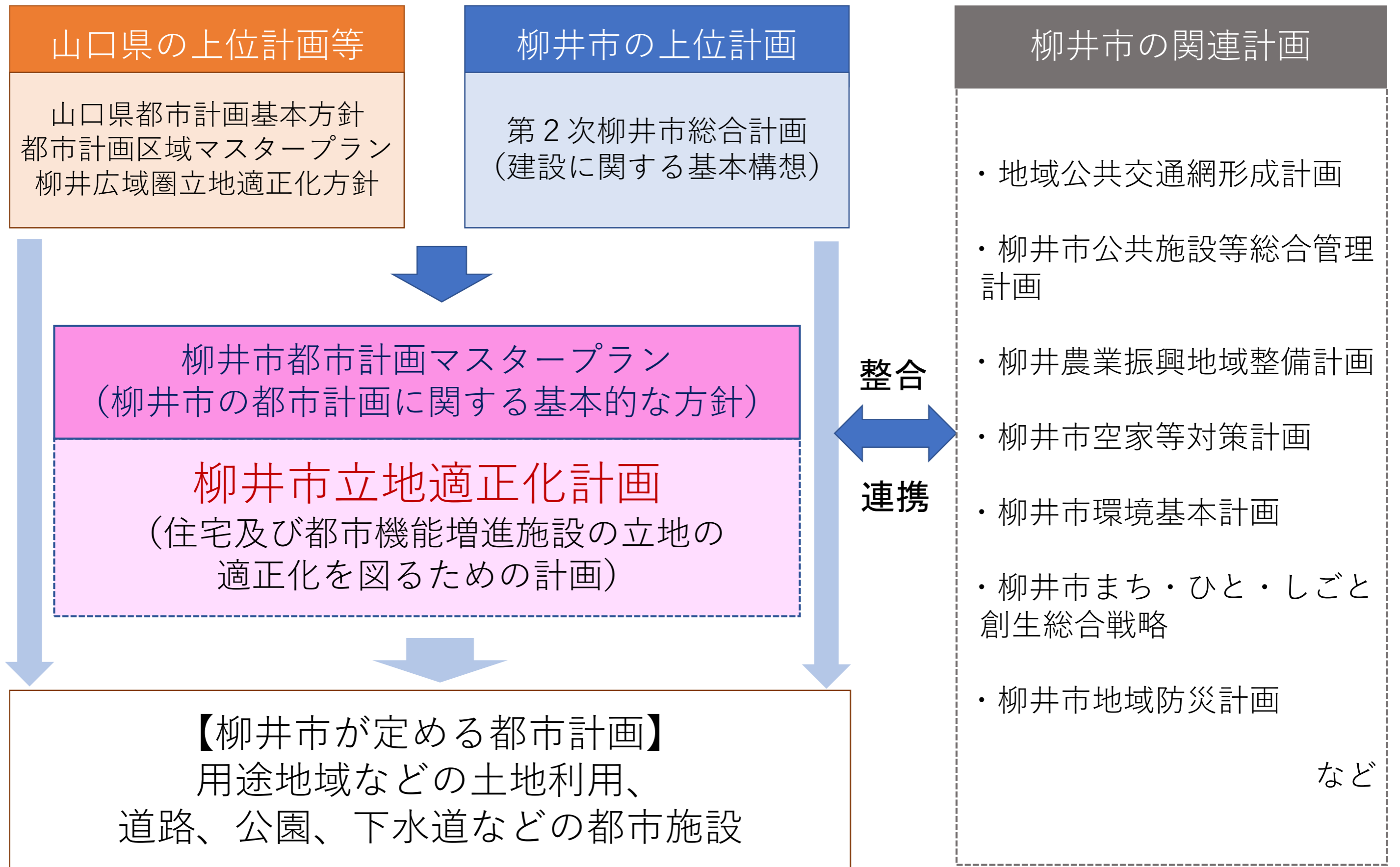


# 柳井市立地適正化計画の策定状況

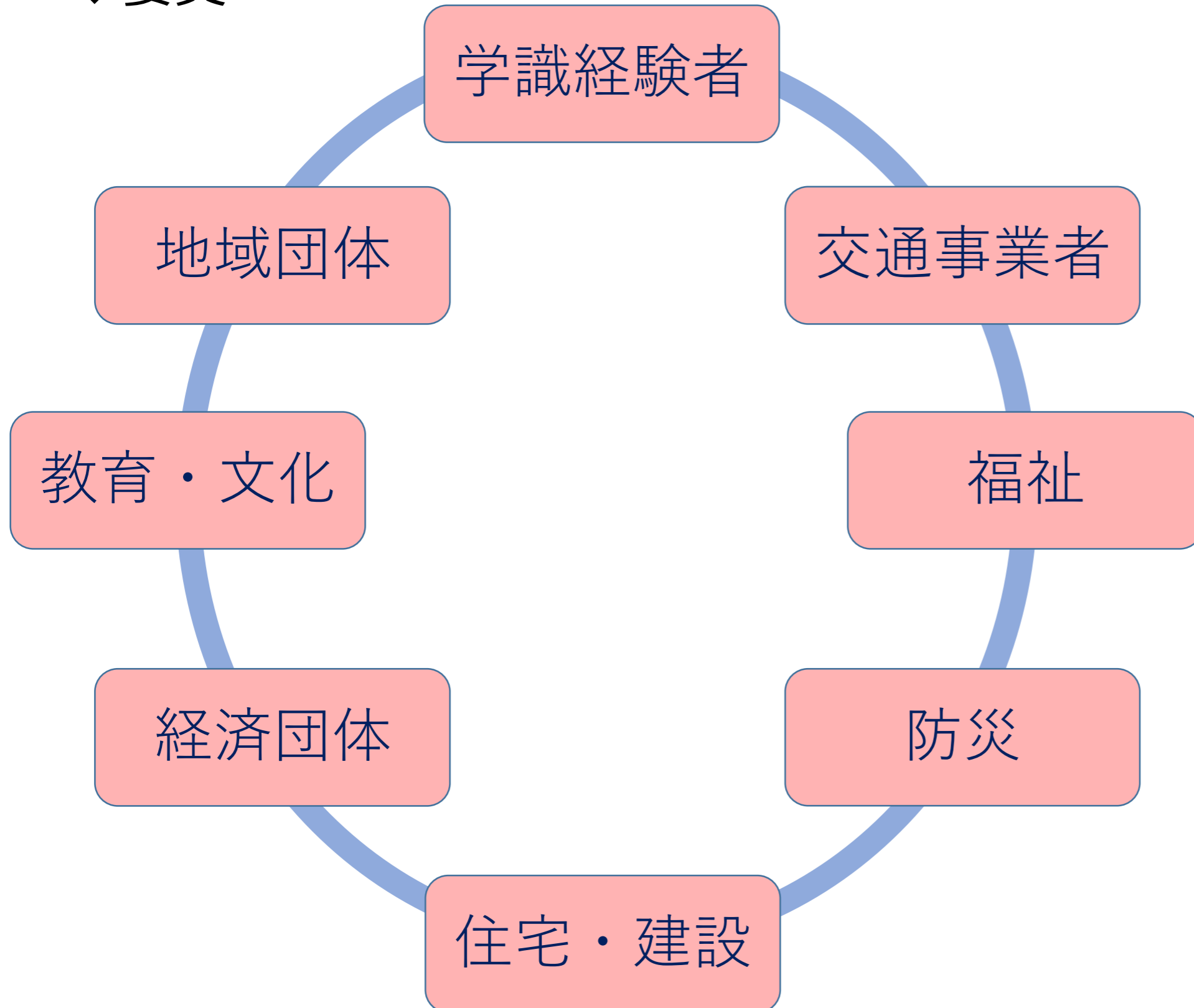
－柳井市都市再生推進協議会－

# 立地適正化計画の位置づけ

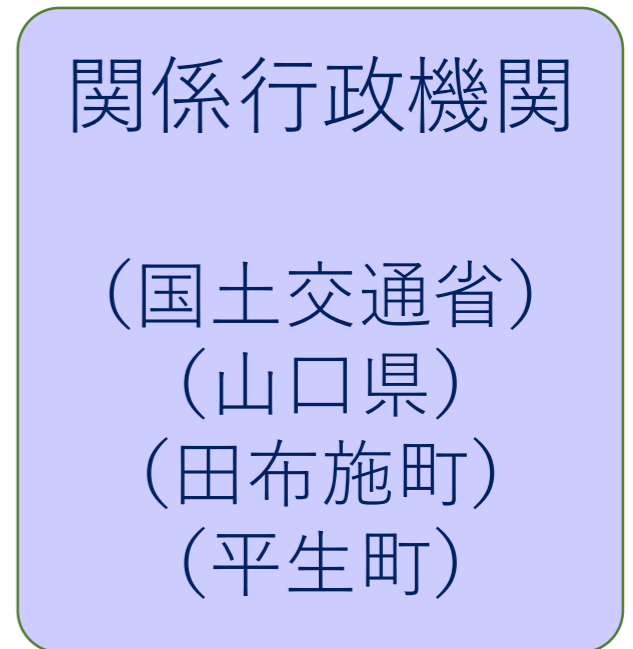


# 柳井市都市再生推進協議会の構成

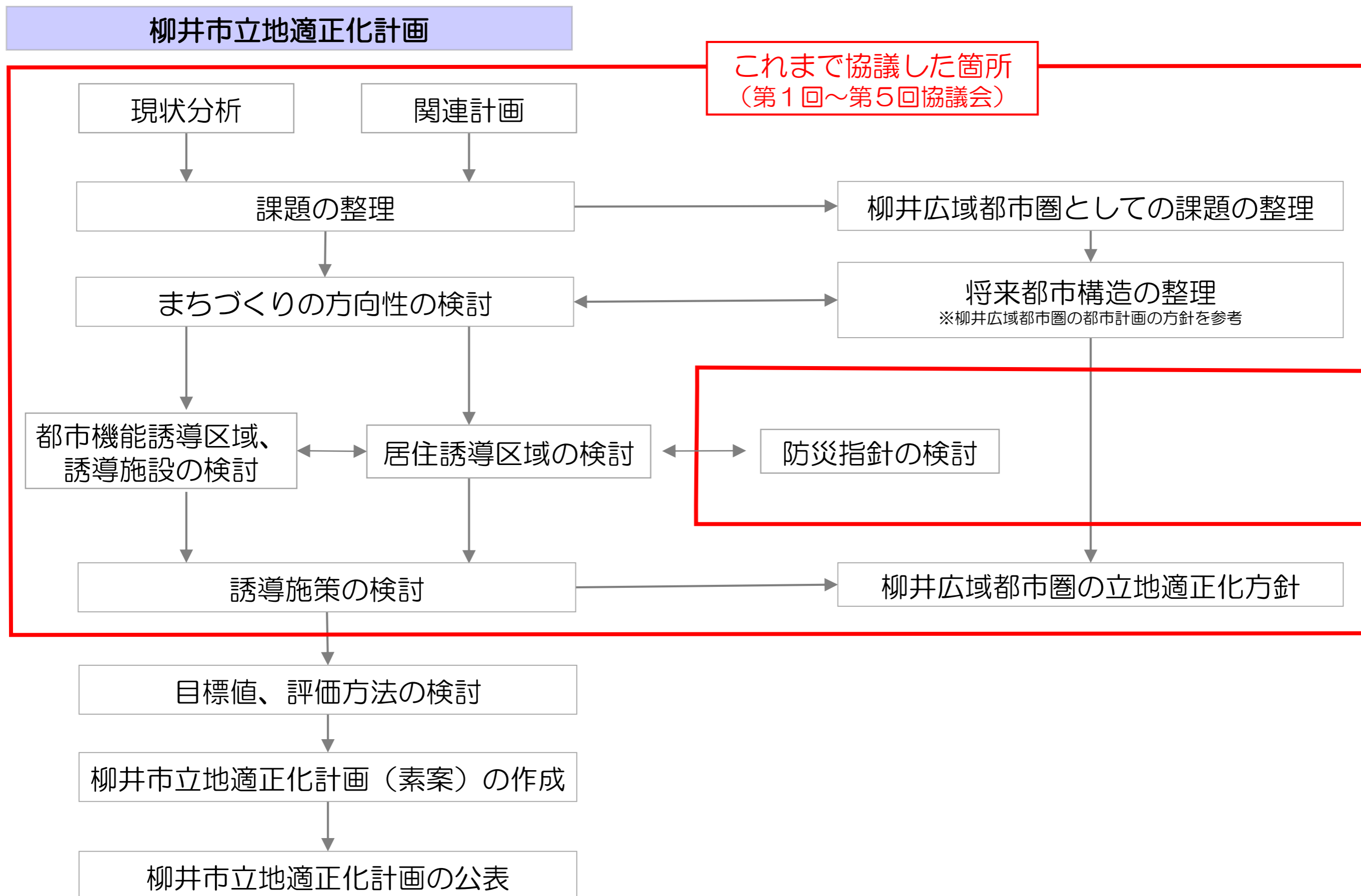
## ◆委員



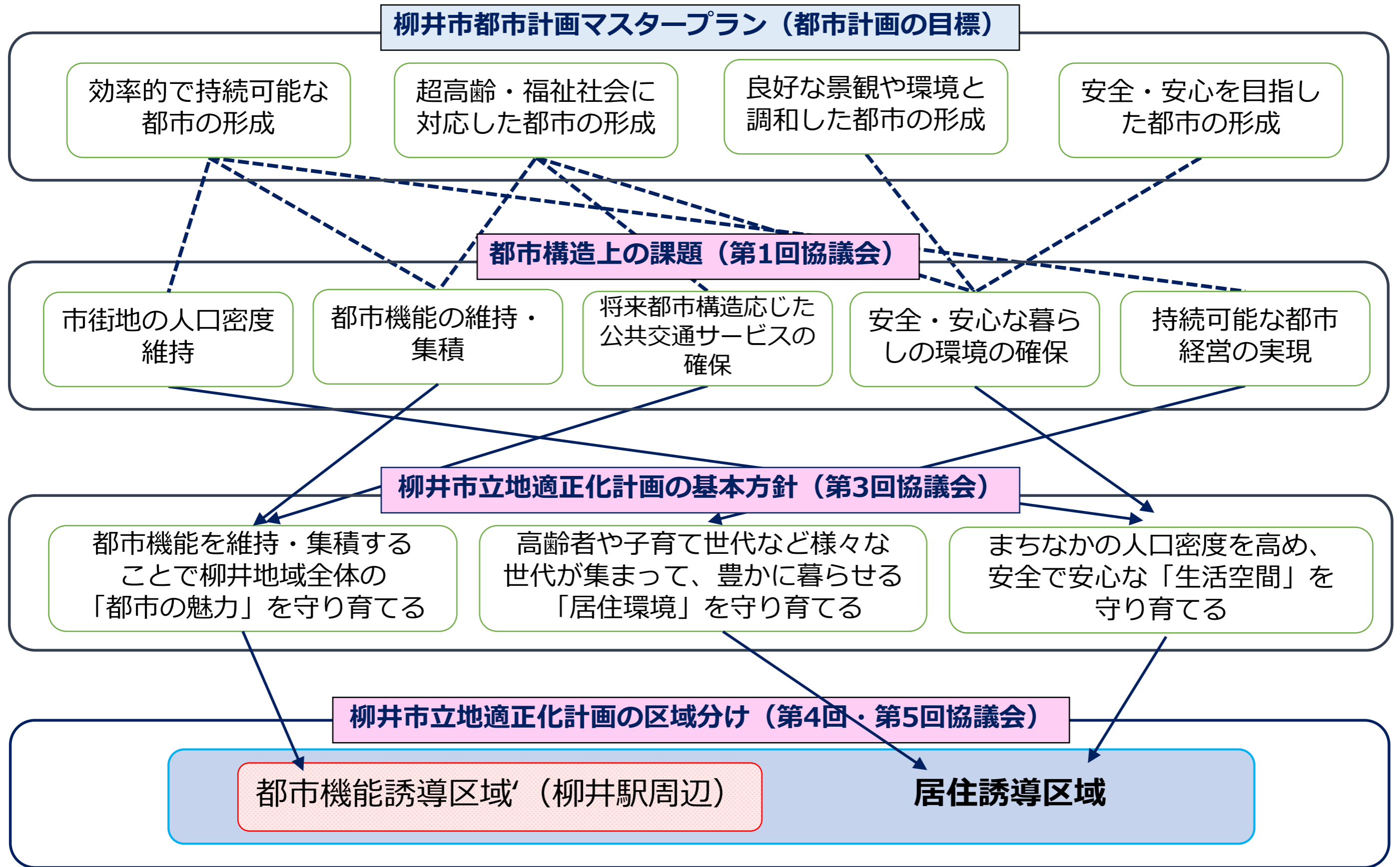
## ◆オブザーバー



# 柳井市都市再生推進協議会での協議状況



# これまでの協議（まちづくりの方向性と立地適正化計画）



# 居住誘導区域・都市機能誘導区域

## ■ 居住誘導区域

人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域です。

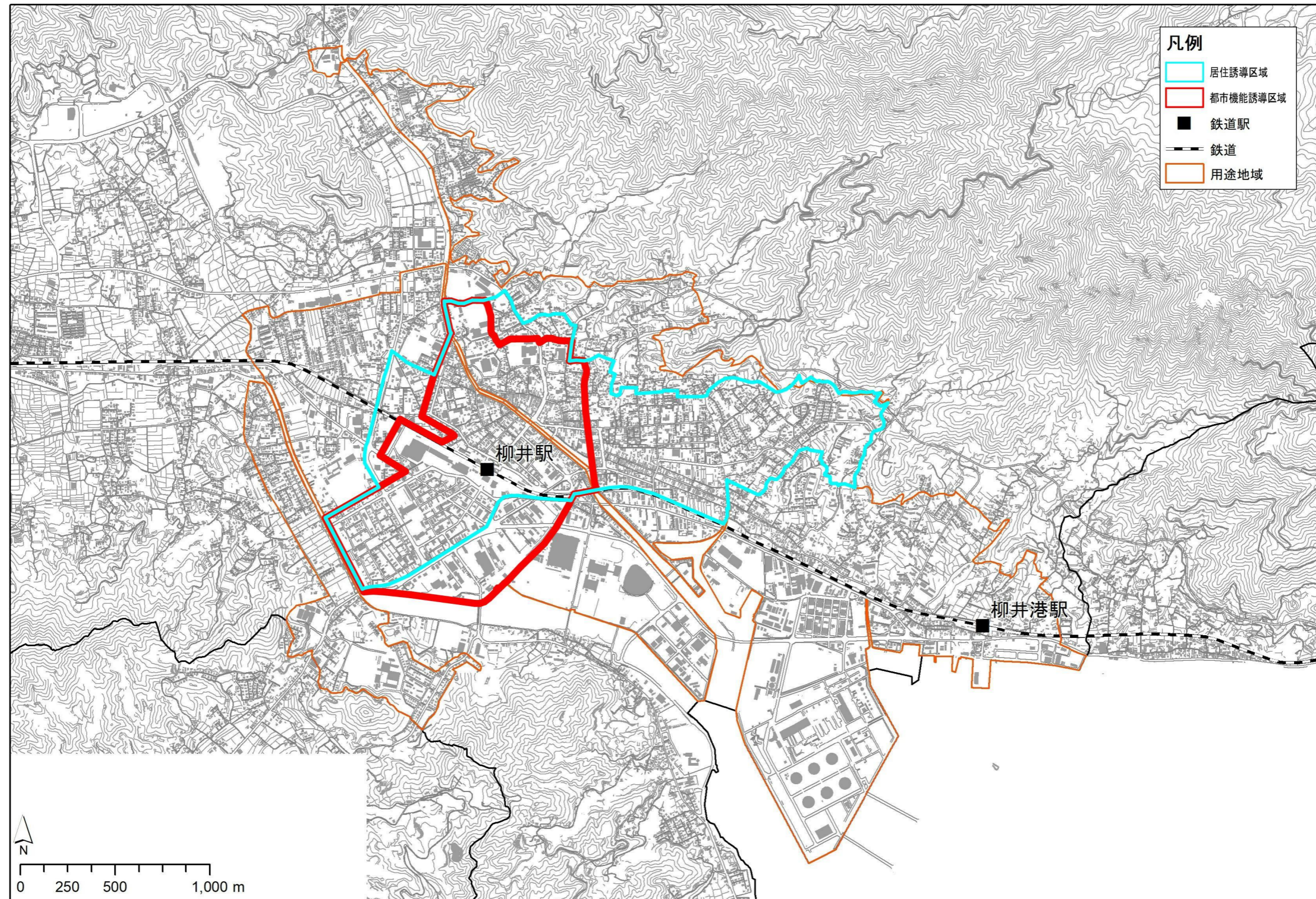
## ■ 都市機能誘導区域

医療、福祉、商業との都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これからの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。



出典：立地適正化計画の作成に係るQ&A(国交省)

# 居住誘導区域・都市機能誘導区域（案）



★第5回都市再生推進協議会までの議論経過における各区域案

# 立地適正化計画での誤解の整理

## 立地適正化計画をめぐる誤解

一極集中なの？

多極型です

柳井駅周辺に全てを集約するのではなく、周辺地域でも生活が維持されるよう、多極ネットワーク型を目指します。

全ての住民を集めるの？

そうではありません

立地適正化計画で定めた区域で、一定の人口密度の維持を目指します。居住誘導区域外に居住し続けることも可能です。

強制的に集められるの？

そうではありません

居住の誘導は強制的に行われるものではありません。時間をかけながら緩やかにゆっくりと集約化を図ります。

立地適正化計画でよくあるとされる誤解が無いよう、住民の方への周知を図っていきます。



# 立地適正化計画の運用（届出制度）

将来にわたって暮らしやすいまちづくりを進めるために

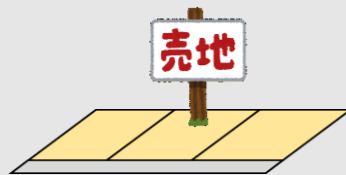
- ① 都市郊外における無秩序な住宅開発等を抑制し、居住誘導区域内に住居を誘導する必要がある。
- ② 都市機能誘導区域外における都市施設の建築等を抑制し、都市機能を集中する必要がある。
- ③ 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止を把握する必要がある。

届出制度が  
適用されます

居住誘導区域外に関する届出イメージ（届出を要するケースの一例）

**居住誘導区域外**で、以下の行為を行う場合には、届出が必要となります。

住宅等の開発行為    住宅等の建築等行為



3戸以上の開発行為（面積問わず）、3戸以上の新築



1,000㎡以上の  
開発行為

届出必要

居住誘導区域内

届出不要

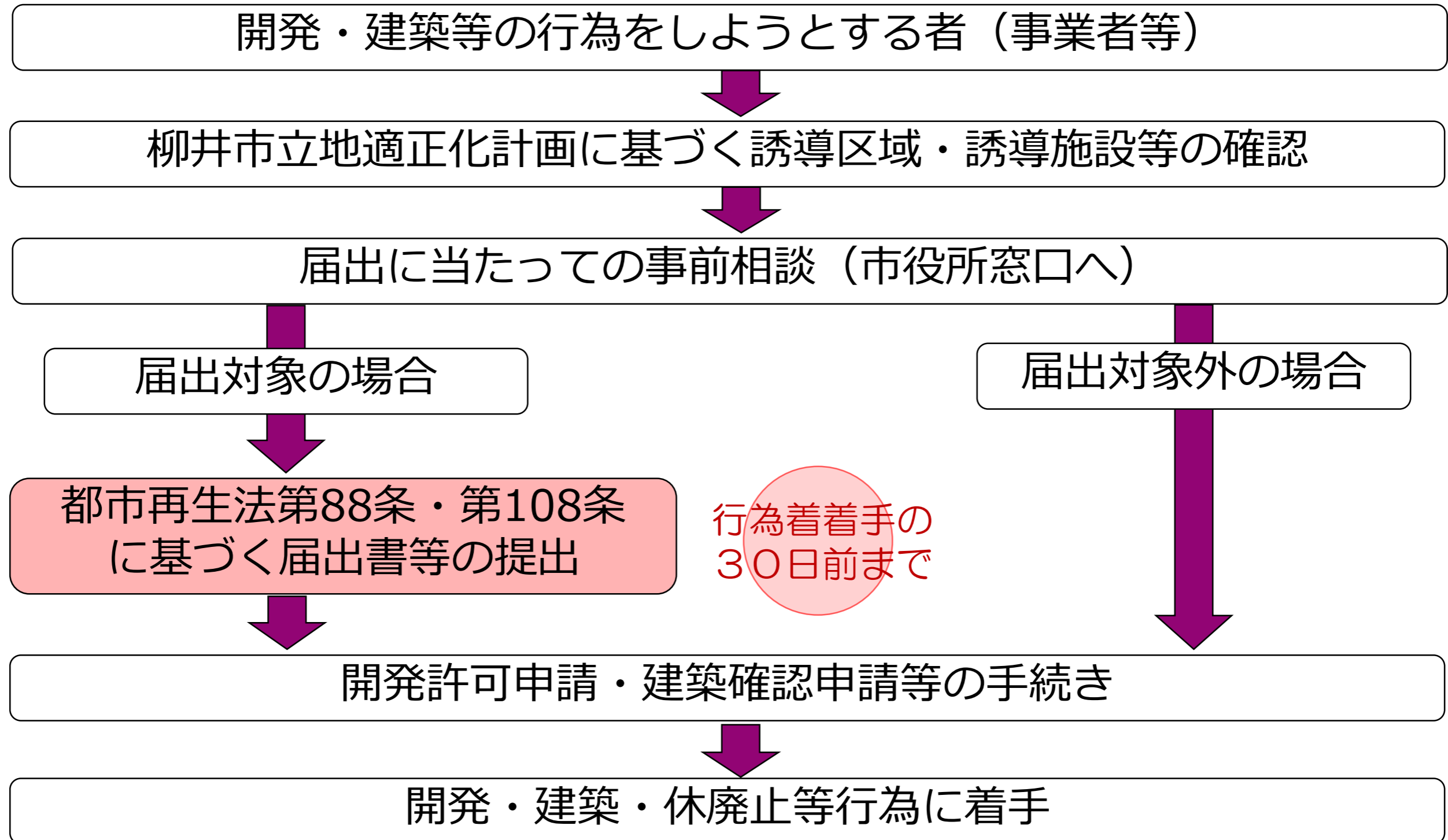
届出不要

1,000㎡未満かつ2戸  
以下の開発行為



# 立地適正化計画の運用（届出制度）

## 届出手続きの流れ



※届出の内容を変更する場合も、変更に係る行為の30日前までに届出が必要です。

# 柳井市都市再生推進協議会の今後の進め方

